

# 原子爆弾被爆者への援護（介護）

昭和20年、広島と長崎に投下された原子爆弾によって被害を受けた被爆者（被爆者健康手帳所持者）の方々に対する援護対策として、兵庫県において、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、介護保険の自己負担分の助成等を行っています。

**介護保険サービスを受ける場合、介護保険証とともに「被爆者健康手帳」を事業者へ提示すれば、窓口等での自己負担額が不要となります。**

- \* 助成対象となるサービスが限定列挙されており、対象外となるサービスがあります。詳細は兵庫県のホームページをご参照ください。
- \* 訪問介護・介護予防訪問介護の助成（非課税世帯のみ）については認定制度があり、事前に受けた訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定証の提示が必要です。
- \* 食費、居住費、宿泊費、滞在費、日常生活費は自己負担となります。
- \* 緊急その他やむをえない理由で自己負担額を支払った場合は、本人が兵庫県に請求します。



兵庫県ホームページ  
「被爆者援護について」

<問合せ先> 兵庫県健康福祉部 被爆者相談室 電話：078-361-8604（10時00分～16時00分）